

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年12月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ安曇川店 高島市安曇川町西万木 202
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 新居伸之
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 平日 9時30分から19時30分まで
 - (イ) 土曜日、日曜日および祝日 9時から19時30分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 平日 9時から19時30分まで
 - (イ) 土曜日、日曜日および祝日 8時50分から19時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 平日 9時から19時30分まで
 - (イ) 土曜日、日曜日および祝日 変更なし
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 平日 8時50分から19時30分まで
 - (イ) 土曜日、日曜日および祝日 変更なし
- 4 変更年月日 平成22年12月20日
- 5 変更の理由 顧客のニーズに応えるため。
- 6 届出年月日 平成22年12月10日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
 - 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
 - 滋賀県高島環境・総合事務所総務課 高島市今津町今津 1758
 - 高島市産業経済部商工振興課 高島市新旭町北畑 565
 - (2) 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年4月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成23年4月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1